

労働基準関係法令違反に係る公表事案

秋田労働局

最終更新日：令和5年1月4日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	
(有)若松産業	秋田県横手市	R4.9.1	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第479条	伐木の作業を行うときに、伐倒について一定の合図を定めていなかったもの	R4.9.1送検
日天建設(株)	秋田県仙北市	R4.11.7	最低賃金法第4条	労働者2名に、5か月間の定期賃金合計約107万円を支払わなかったもの	R4.11.7送検
(株)渋谷林業	秋田県鹿角市	R4.11.25	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の96	車両系木材伐出機械(木材グラブ機)を用いて作業を行う際、労働者を危険な場所に立ち入らせたもの	R4.11.25送検
八巻板金工業(株)	秋田県横手市	R4.12.5	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第563条	高さ約5メートルのわく組足場で、手すり等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R4.12.5送検
(株)悠誠	秋田県秋田市	R4.12.7	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第194条の13	高所作業車の運転者が運転位置から離れる際に、高所作業車の逸走防止措置を講じさせなかったもの	R4.12.7送検